

基発 0306 第 12 号
雇均発 0306 第 3 号
平成 30 年 3 月 6 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長



情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のための
ガイドラインの周知依頼について

厚生労働行政の推進につき、平素より格別の御協力、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、テレワークにつきましても、育児・介護との両立の手段になるとともにワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な働き方を可能とする等、働き方改革を推進するための有効な手段であり、企業にとっては、生産性の向上、人材の確保、コスト削減、企業イメージの向上、労働者にとっては、ワーク・ライフ・バランスの向上、生産性の向上、自律・自己管理的な働き方に資するものです。

このため、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）等の閣議決定において、テレワークの普及・促進が求められるとともに、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）においても、在宅勤務に限定されたテレワークガイドラインの刷新とテレワークの導入支援を実施するものとされているところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、別添 1 の「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（雇用型テレワークガイドライン）を策定し、テレワークの普及・促進に向けた周知を図ることとしており、その一環として、企業等が適切な労務管理下におけるテレワークを導入する際の御参考となるよう、別添 2 及び 3 のパンフレット等を作成いたしました。

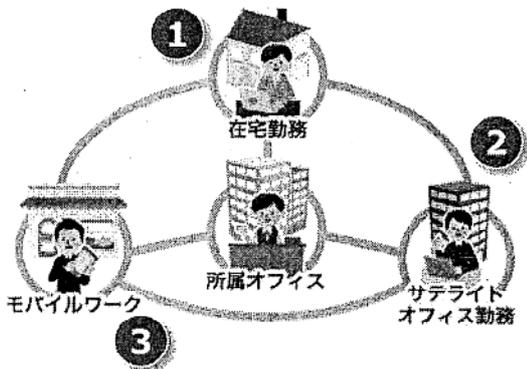
つきましては、かかる趣旨を御理解いただき、貴団体傘下の団体等に対し、別添パンフレット等の内容の周知につき特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

テレワークを活用してみませんか

テレワークは、
情報通信技術を活用し、
時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方 です。

適切な労務管理下におけるテレワークは、業務の効率化や、通勤負担の軽減によるワーク・ライフ・バランスの実現を図ることができます。

3つの形態から、柔軟に選択して活用を！



① 在宅勤務

自宅を就業場所とする働き方です。通勤による時間的・身体的な負担が軽減され、また時間を有効活用できるため、仕事と家庭生活の両立に役立ちます。

② サテライトオフィス勤務

所属オフィス以外の、通勤や業務に便利な場所にオフィスやワーキングスペースを設ける働き方です。時間の有効活用に加え、業務に集中できる環境で就労できます。

③ モバイルワーク

移動中（交通機関の車内など）や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方です。時々で働く場所を柔軟に選んで運用できるため、業務効率化に繋がります。

利用者の声

企業の方、従業員の方の双方から、様々な効果が報告されています。

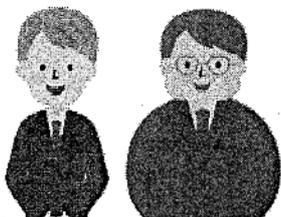
従業員 (テレワーク実施者) の感じる効果



- 効果Ⅰ 家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
- 効果Ⅱ 育児や介護等と仕事の両立が可能となった
- 効果Ⅲ 集中力が増して、仕事の効率が良くなった
- 効果Ⅳ 自律的に仕事を進めることができる能力が強化された
- 効果Ⅴ 職場と密に連携を図るようになり、これまで以上に信頼感が強くなった
- 効果Ⅵ 仕事の満足度が上がり、仕事に対する意欲が増した

企業

(経営者・推進担当者)
の感じる効果



- 効果Ⅰ 優秀な人材の確保や雇用継続につながった
- 効果Ⅱ 従業員のワーク・ライフ・バランスの向上につながった
- 効果Ⅲ 資料の電子化や業務改善の機会となった
- 効果Ⅳ 通勤費やオフィス維持費などを削減できた
- 効果Ⅴ 非常時でも事業を継続でき、早期復旧もしやすかった
- 効果Ⅵ 顧客との連携強化、従業員の連携強化になった
- 効果Ⅶ 企業のブランドやイメージを向上させることができた

テレワークの導入を支援します

厚生労働省では、企業のテレワーク導入を支援するため、
以下のような取組を実施しています。

テレワーク相談センター

テレワークの導入に関する様々な
ご相談に無償で対応します。

※全国の企業が対象

TEL 0120-91-6479

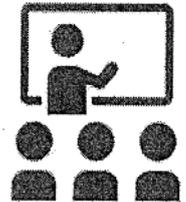
メール sodan@japan-telework.or.jp

URL <http://www.tw-sodan.jp/>



テレワークセミナー

テレワークをする際の労務管理の
ポイントや活用事例の紹介など、
セミナー形式に必要な情報を提供
します。労務管理やセキュリティ
面での課題等に関して個別相談会
も実施します。



東京テレワーク推進センター

テレワークの導入に関するご相談に無償で対応
するほか、テレワークの体験などができます。

※東京都内に事業場を有する企業が対象

TEL 0120-97-0396

メール suishin@japan-telework.or.jp

訪問コンサルティング

テレワーク導入・活用の専門家を
3回まで無償で派遣します。

【コンサルティング内容】

- ◆テレワーク規定の整備に関すること
- ◆テレワーク時の労働時間管理に関すること など

【申し込み先】テレワーク相談センター



労働者向けイベント

テレワークの活用事例の紹介や、テレワークに
よる仕事の体験を通じて働く方にテレワークの
メリットをお伝えしています。

テレワーク推進企業等 厚生労働大臣表彰 ～輝くテレワーク賞～



テレワークの活用によってワーク・
ライフ・バランス実現などの成果をあげた企業等
を表彰し、先進的な取組を広く周知しています。

セミナーや「輝くテレワーク賞」の詳しい
情報はホームページを参照ください。
<http://kagayakutelework.jp/>

職場意識改善助成金（テレワークコース）

平成30年度から時間外労働等改善
助成金（テレワークコース）に改称予定

自宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業
事業主を支援するための助成金制度です。

＜対象事業主＞

テレワークを新規で導入する中小企業事業主
又は

テレワークを継続して活用する中小企業事業主

※過去に支給を受けたことのある事業主も2回まで支給を受けられます

＜支給額＞

テレワークの導入等に要した経費の一部を支給します（1事業主につき最大150万円）

支給額は、①～③のうち一番低い額（上限額は平成29年度の金額）

- ① テレワークの導入等に要した経費 × 補助率（成果目標達成時は3/4、未達成時は1/2）
- ② 1企業当たりの上限額（成果目標達成時は150万円、未達成時は100万円）
- ③ テレワークの実施者数 × 1人当たりの上限額（成果目標達成時は15万円、未達成時は10万円）

※成果目標：申請者が積極的にテレワークを実施したか、テレワークによって有給休暇の取得促進又は時間外労働の削減の成果を上げ
たかといった観点から設定するもの

＜申請先＞ テレワーク相談センター（手続等の詳細はホームページを参照ください。）



情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン

テレワークが長時間労働を招かないよう労働時間管理の仕方等を整理し、長時間労働対策の例など
を示したガイドラインを策定しています。上記テレワークセミナーでも、ガイドラインを踏まえた
労務管理のポイントを説明しています。